

令和3年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生募集要項

令和3年度浜田市坂根正弘奨学金奨学生（第8期生）を次のとおり募集します。

【趣旨】

浜田市坂根正弘奨学金制度は、浜田市出身の坂根正弘氏（株式会社小松製作所顧問）からの寄附金を原資としており、優れた学力を有し、高い志を持って大学で勉学に励む学生に対して奨学金を給付することにより、将来の科学技術及び医学の進歩、経済の発展等に貢献する人材を育成・支援することを目的としています。

- 1 採用人員 大学生1年生 2名程度（大学院及び短期大学の学生を除く）
- 2 受付期間 令和3年4月1日（木）～令和3年5月14日（金）午後5時必着
※郵送の場合は、5月14日（金）の消印有効
- 3 応募資格 以下の①～④の全てを満たす者
 - ① 大学の1年次に在籍していること
 - ② 向学心に富み、性行が良好で学業の成績が優秀であって、出身学校長の推薦を受けることができること
 - ③ 保護者が浜田市内に住所を有していること
 - ④ 保護者の前年中の収入又は所得が概ね次の金額以下であること

| 扶養人数（子ども） | 年間収入 (給与所得者の場合) | 年間所得 (左記以外の者の場合) |
|-----------|--------------------|---------------------|
| 1～3人 | 990万円 | 770万円 |
| 4人 | 1,090万円 | 865万円 |
| 5人 | 1,190万円 | 960万円 |

- 4 給付金額等 [給付金額] 月額5万円又は4万円（大学キャンパス所在地による）
[給付時期] 前期分…9月頃、後期分…11月頃
※原則として半年分ずつ指定口座に振込みます。

【参考】大学キャンパス所在地による給付金額

| 給付金額 | 大学キャンパスの所在地 |
|-------|------------------|
| 月額5万円 | 東京特別区、政令指定都市、中核市 |
| 月額4万円 | 上記以外 |

※詳しくはお問い合わせください。

- 5 給付期間 令和3年4月から4年間（最短修業年限の最終月まで）
ただし、学業の成績が良好と認められない場合等、奨学金の給付を中止する場合があります。

（裏面もご覧ください。）

6 申請手続

(1) 提出書類 以下の書類を提出してください。

【提出書類】

| | |
|---|---|
| ① 坂根正弘奨学金奨学生願書 | (様式第1号) |
| ② 家計調書 | (様式第2号) |
| ③ 奨学生推薦書 | 出身高等学校の推薦書 (様式第3号) |
| ④ 在学証明書 | 在学する大学が発行する証明書 |
| ⑤ 申請者及び保護者の住民票 | 本人と保護者の住民票(謄本) |
| ⑥ 保護者の令和2年中の収入 又は所得を証明する書類 (所得証明書以外のもの) | 源泉徴収票、確定申告書控等 ※所得証明は、6月までは前々年の 所得が記載されるため不可 |

(2) 提出先 浜田市地域政策部 地域活動支援課 地域活動支援係
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地 電話 0855-25-9201

7 審査・決定

- (1) 第1次審査 提出された書類に基づき、申請者の人物、学業成績及び家計等について審査を行い、6月中旬までに全ての出願者に結果を通知します。
- (2) 第2次審査 第1次審査を通過した方は、小論文(レポート)を提出いただいた後、8月頃に個別面接を行い、その後、最終結果を通知します。
- 注) 小論文(レポート)は、「将来の抱負」等、当市が設定したテーマについて400字詰め原稿用紙2~3枚程度でご提出いただきます。

8 他の奨学金との併給

当奨学金は、他の奨学金と併給することができます。ただし、浜田市の他の奨学金(貸与型、山藤功奨学金)との併給はできません。

また、他の奨学金の規定等によっては、併給できない場合がありますので、ご注意ください。

9 その他

- (1) 毎学年終業後の報告
毎学年の終業後には、「学業等に関する状況報告書」等を提出していただきます。
- (2) 卒業時の報告
卒業時には、その後の進路の報告とレポート(論文)を提出していただきます。

○お問い合わせ

浜田市地域政策部 まちづくり推進課 地域づくり推進係
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
電話 0855-25-9201 (直通)
FAX 0855-23-1866
メールアドレス machizukuri@city.hamada.lg.jp